

目 次

総務編

・ 高砂市消防本部（署）の沿革	1 ～ 5
・ 消防庁舎の現況	6
・ 消防力の整備指針と現有消防力の比較	6
・ 消防職員	
1 職員の構成及び配置状況	7
2 職員の年齢	8
3 職員の勤続年数	8
4 職員教養実施状況	9
5 職員の資格、免許等保有状況	9
・ 消防予算	
1 年度別予算の推移	1 0
2 年度別決算の推移	1 0
3 消防決算と世帯数、人口、職員当りの比較	1 0
・ 消防相互応援協定	1 1

消防団

・ 消防団の沿革	1 2
・ 団員等の表彰状況	1 3
・ 団員の階級別人員	1 3
・ 団員の階級別在職年数	1 4
・ 団員の在職年数	1 4
・ 団員の年齢	1 5
・ 教養・訓練	1 5
・ 災害活動状況	1 5
・ 施設及び機械器具の状況	
1 消防分団車庫及び詰所	1 6
2 消防ポンプ自動車	1 6
3 災害用資機材一覧表	1 6

高砂市消防本部（署）の沿革

昭和 2 0 年	4 月	東播・西播の消防警備のため、姫路・飾磨の両警察署を本拠とする特別消防中隊を編成、この中隊の第 3 小隊が高砂町周辺の空襲に備えて高砂消防会館に分遣され、火災警防の任に就く。
昭和 2 0 年	7 月	県内の空襲被害の実情にそった消防運営を図るため、葺合消防署が明石へ東播消防大隊として移動した際、加古川中隊高砂小隊として改編される。
昭和 2 1 年	2 月 2 0 日	兵庫県が戦時体制である消防大隊編成を改編し、東播消防大隊が明石消防署として発足することに伴い、高砂小隊は明石消防署高砂出張所として、加古郡高砂町を中心とする加古・印南両郡南部の平常火災の警戒・防御の任に就く。
昭和 2 2 年	4 月 3 0 日	明石消防署と分離して加古川消防署が新設されたことに伴い、加古川消防署高砂出張所と改称する。
昭和 2 3 年	3 月 7 日	当初加古川消防署の管轄区域である加古川町・高砂町・米田町・尾上村・荒井村の 5 町村が加印組合消防署を発足させる予定で準備訓練期間に入ったがこの構想が崩れたため、兵庫県公示第 9 5 号により高砂町単独で「高砂町消防本部（署）」を設置し、署長以下 1 4 名、消防ポンプ自動車 2 台で自治体消防として発足する。
昭和 2 9 年	7 月 1 日	高砂町・荒井村・伊保村・曾根町の 4 箇町村が合併し、「高砂市」として市制を施行した。これに伴い高砂市消防本部（署）として新生高砂市全般の災害の警戒・防御の完璧を期すとともに消防事務を掌握することになる。
昭和 3 1 年	9 月 3 0 日	米田町の一部及び阿弥陀村を合併し、これを管轄区域とする。
昭和 3 2 年	3 月 1 0 日	北浜村を合併し、これを管轄区域とする。
昭和 3 2 年	4 月 1 日	消防職員定数 2 0 名に改める。
昭和 3 2 年	7 月 1 日	高砂市役所の庁舎が高砂市荒井町荒井字中州 2 7 5 1 番地の 1 8（現在の荒井町千鳥 1 丁目 1 番 1 号）に新築移転されたことに伴い、消防本部（署）も同庁舎内に移転し、消防業務を開始する。旧庁舎は「高砂分署」として引き続き高砂町を中心とする本市南東部の火災等に対処することになる。
昭和 3 5 年	1 2 月	日本損害保険協会から消防ポンプ自動車 1 台の寄贈を受け、戦時改造車を更新する。

昭和 38 年	4 月	1 日	消防組織の充実強化を図るため、職員定数を 30 名に改める。
昭和 38 年	4 月 26 日		高砂ロータリークラブから救急車（トヨペット）1 台の寄贈を受け、救急業務を開始する。
昭和 45 年	12 月		「屈折はしご付消防ポンプ自動車」（いわゆる「スノーケル車」15m 級）を配備して、市街地の高層化に対応する。
昭和 46 年	4 月	1 日	消防組織の充実強化を図るため、職員定数を 39 名に改める。
昭和 46 年	7 月		日本損害保険協会から普通化学消防ポンプ自動車 1 台の寄贈を受け、臨海部の工場群における危険物火災に備えることになる。
昭和 48 年	9 月		事務所・車庫とも手狭になったため、市役所庁舎の西隣に鉄骨ブロック造 171m ² の分室を建築し、消防係の一部を移転する。
昭和 49 年	4 月	1 日	消防組織の充実強化を図るため、職員定数を 49 名に改める。
昭和 51 年	6 月		「石油コンビナート等災害防止法」の施行に伴い、本市臨海部が東播磨特別防災区域の高砂地区として第一種事業所 3 社、第 2 種事業所 6 社が指定される。
昭和 52 年	4 月	1 日	消防組織の充実強化を図るため、職員定数を 57 名に改める。
昭和 56 年	9 月 18 日		日本損害保険協会から普通化学消防ポンプ自動車 1 台の寄贈を受け、高砂市消防署に配置する。
昭和 57 年	3 月		「石油コンビナート等災害防止法」により、大型高所放水車・大型化学消防車・泡原液搬送車の（いわゆる「三点セット」）の整備が必要となり、当時の庁舎では、収容不可能な為、高砂市伊保 4 丁目 553 番地の 1 に鉄筋コンクリート一部鉄骨造 2 階建て、延面積 1,457.51m ² の消防庁舎を新築し移転するとともに三点セットを配備する。
昭和 57 年	9 月		消防通信指令装置を B 型救急指令装置に刷新し、通信統制と消防活動の円滑化を図る。
昭和 58 年	4 月	1 日	消防組織の充実強化を図るため、職員定数を 78 名に改める。
昭和 61 年	9 月 25 日		兵庫県共済農業協同組合から救急自動車 1 台の寄贈を受け、高砂市消防署に配置する。
平成 2 年	8 月 27 日		高砂市消防救助隊を発足（隊長以下 15 名）する。

平成 2 年 8 月 2 7 日	高砂市松陽 4 丁目 6 3 5 番地に救助訓練場及び仮設訓練搭が完成する。 (敷地面積 1, 3 5 5. 7 2 m ²)
平成 3 年 6 月 2 1 日	日本防火協会から広報車 1 台の寄贈を受ける。
平成 3 年 1 2 月	救助工作車及び救助資機材一式を配備し、救助活動の強化を図る。
平成 4 年 8 月	救急隊員の行う応急処置等の基準の改正（平成 3 年 8 月 5 日）に伴う拡大応急資機材（いわゆる「9 項目」）を配備して、救急活動の質的向上を図る。
平成 5 年 4 月 1 日	消防組織の充実強化を図るため、職員定数を 8 9 名に改める。 「兵庫県衛星通信ネットワーク」が本格的に運用開始された。これにより災害時における通信手段の輻輳や断線による通信途絶の心配がなく、また防災情報の一斉受信ができるようになったため、災害に対して迅速な対応が可能となる。
平成 6 年 1 1 月 4 日	救急救命士資格取得（1 名） 神戸市救急救命士養成所を卒業、第 6 回救急救命士国家試験に合格し、救急救命士の乗務により救急体制の充実を図る。
平成 7 年 3 月 7 日	救急救命士の乗車に伴い、準高規格救急車を配備する。
平成 7 年 8 月 2 9 日	日本損害保険協会から水槽付消防ポンプ自動車 1 台の寄贈を受ける。
平成 8 年 1 0 月 1 日	兵庫県消防防災航空隊の発隊により隊員 1 名を派遣する。
平成 9 年 1 0 月 1 日	事務の効率化を図るため、消防 O A システムを導入する。
平成 9 年 1 2 月 2 4 日	高規格救急車の購入に伴い、救急救命士の特定行為が可能となる。
平成 1 0 年 1 月 5 日	高砂分署に準高規格救急車を配備して、救急業務を開始する。
平成 1 0 年 2 月 1 日	救急消毒室を設置し、救急資機材の消毒及び汚物処理を行う。
平成 1 0 年 3 月 3 0 日	普通化学消防ポンプ自動車（化一 I 型）を更新配備する。
平成 1 0 年 4 月 1 日	高砂分署に救急救命士 2 名を配置して、分署における救急業務の質的向上を図る。
平成 1 1 年 2 月 1 日	高砂市潜水救助隊を発足（潜水土 9 名）する。

平成11年11月4日	高砂分署に普通消防ポンプ自動車（CD-I型）更新配備し、消火活動の充実を図る。
平成12年4月1日	消防組織の充実強化を図るため、職員定数を95名に改める。
平成12年4月19日	高砂市松陽4丁目652番地に、消防救助訓練場等の移転用地3,246.01㎡を取得する。
平成12年9月27日	消防緊急通信指令施設の配備計画に伴い、本部庁舎の一部を増改築する。
平成12年9月29日	高規格救急車（2台目）を購入、1台を高砂分署に配備して分署管内での救急救命士の特定行為が可能となる。
平成13年3月23日	大型化学消防自動車を更新配備し、消火活動の充実を図る。
平成13年4月1日	消防緊急通信指令施設Ⅱ型の更新配備が完成する。
平成13年4月3日	消防救助訓練場及び資機材倉庫が完成し、開所式を執り行う。
平成14年3月11日	査察広報車1台を購入し、予防広報の充実を図る。
平成15年3月20日	泡原液搬送車を更新配備し、消火活動の充実を図る。
平成16年3月16日	資材搬送車を更新配備し、消防活動の効率化を図る。
平成17年1月21日	消防活動支援車を更新配備する。
平成17年2月10日	高規格救急車（3台目）を更新配備する。
平成17年3月1日	気管挿管認定救急救命士資格習得（1名） 救命士の行う特定行為で気管挿管が可能となる。
平成17年3月10日	災害対応特殊水槽付消防ポンプ自動車を更新配備する。
平成18年2月28日	梯子付消防自動車を更新配備する。
平成18年3月28日	薬剤投与認定救急救命士資格習得（1名） 救命士の行う特定行為で薬剤投与が可能となる。
平成19年1月26日	救助工作車及び救助資機材一式を更新配備する。
平成19年4月20日	予防技術検定に1名が合格し、予防技術資格者として認定する。
平成22年6月18日	高規格救急車（4台目）を配備する。

平成 22 年 10 月 1 日	高砂市西部地域における救急活動の充実を図るため、北浜公民館に高規格救急車を配備した北浜救急ステーションを開設する。
平成 22 年 12 月 29 日	普通消防ポンプ自動車（CD-I 型）を更新配備する。
平成 23 年 2 月 4 日	指揮指令車を更新配備し、各種災害活動の充実を図る。
平成 25 年 3 月 13 日	消防・救急デジタル無線システムを整備し、運用を開始する。
平成 26 年 3 月 29 日	高機能消防指令センターを開所し、運用を開始する。
平成 27 年 4 月 1 日	高砂市高砂町朝日町 2 丁目 2-10 に鉄筋コンクリート造 2 階建、延床面積 728.82 平方メートルの高砂分署庁舎を新築し移転する。
平成 28 年 6 月 9 日	指導救命士 1 名を養成する。
平成 28 年 12 月 22 日	高規格救急車（高砂分署）を更新配備する。
平成 30 年 3 月 15 日	普通化学消防ポンプ車（化-I 型）を更新配備する。
平成 31 年 4 月 1 日	高砂市初の女性消防職員を 1 名採用する。
令和 3 年 1 月 15 日	高規格救急車（消防署）を更新配備する。
令和 3 年 4 月 1 日	消防組織の充実強化を図るため、職員定数を 106 名に改める。
令和 6 年 2 月 26 日	梯子付消防自動車を更新配備する。

消防庁舎の現況

施設名	所在地	敷地面積	延床面積	構 造	建築年月日
消防本部 (署)	伊保 4 丁目 553 番地の 1	2,038.00 m ²	2,098.01 m ²	RC 造 2 階建	S57.3.10 改築(一部) H12.9.27
高砂分署	高砂町朝日町 2 丁目 2 番 10 号	937.51 m ²	728.82 m ²	RC 造 2 階建	H27.3.31
救助訓練場	松陽 4 丁目 652 番地	3,238.73 m ²	主塔延 198.00 m ² 副塔延 82.60 m ² 資機材倉庫 354.55 m ²	RC 造 5 階建 S 造 2 階建 S 造 2 階建	H13.3.15

消防力の整備指針と現有消防力の比較

(令和 6 年 4 月 1 日現在)

種 別	消防力の整備指針		現有消防力		過不足	備 考
	本部	団	本部	団		
署 所	3		2		△1	
消防ポンプ自動車	3	7	3	7	0	
梯子付消防自動車	1		(1)		0	大型高所放水車と兼用
化学消防車	3		3		0	消防ポンプ車に泡放出装置を備えたものを含む
大型高所放水車	1		1		0	
大型化学消防車	1		1		0	
泡原液搬送車	1		1		0	
救助工作車	1		1		0	
救急自動車	5		4		△1	
指揮車	1		1		0	
消防吏員	148		99		△49	

消防職員

1 職員の構成及び配置状況

(令和6年4月1日現在)

階 級 所 属		消 防 司 令 長	消 防 司 令	消 防 司 令 補	消 防 士 長	消 防 副 士 長	消 防 士	合 計
消 防 長		1						1
次 長			1					1
署 長			1					1
小 計		1	2					3
総務課	課 長		1					1
	消防団担当主幹		1					1
	管理担当			1		1		2
	消防団担当			2				2
	派遣・入校			1			3	4
	小 計		2	4		1	3	10
予防課	課 長		1					1
	指導係			2	1	1	1	5
	危険物係			2	1		1	4
	査察係			1	3			4
	小 計		1	5	5	1	2	14
消防課	課 長		1					1
	消防課付指令担当					1		1
	計画係			1	2			3
	救急係			1			2	3
	指令第1係			2	2			4
	指令第2係			2	1	1		4
	小 計		1	6	5	2	2	16
消防署	消防第1部主幹		1					1
	消防第2部主幹		1					1
	消防第1部副課長		1					1
	消防第2部副課長		1					1
	消防第1部			7	4	1	4	16
	消防第2部			6	6		3	15
	北浜救急ステーション				1	1		2
	小 計		4	13	11	2	7	37
高砂分署	分署担当副課長		1					1
	分署第1部			4	3	1	1	9
	分署第2部			5	1		3	9
	小 計		1	9	4	1	4	19
合 計		1	11	37	25	7	18	99

2 職員の年齢

(令和6年4月1日現在)

階 級 年 齢	消防司令長	消防司令	消防司令補	消防士長	消防副士長	消防士	合 計
18歳～25歳						18	18
26歳～30歳				7			7
31歳～35歳			8	6			14
36歳～40歳			12	7			19
41歳～45歳			5				5
46歳～50歳		4	5	1			10
51歳～55歳		5	3	1	2		11
56歳～	1	2	4	3	5		15
合 計	1	11	37	25	7	18	99

3 職員の勤続年数

(令和6年4月1日現在)

階 級 勤続年数	消防司令長	消防司令	消防司令補	消防士長	消防副士長	消防士	合 計
0年～ 5年				1		16	17
6年～ 10年			2	7		2	11
11年～ 15年			9	11			20
16年～ 20年			8	1			9
21年～ 25年		3	8				11
26年～ 30年		3	3				6
31年～	1	5	7	5	7		25
合 計	1	11	37	25	7	18	99

4 職員教養実施状況

(令和5年度)

研 修 先	科 目	期 間	派遣人員
兵庫県消防学校	初任教育	6 ヶ月	3
	特別教育潜水科	5 日	1
	特別教育災害現場指揮科	3 日	1
	専科教育火災調査科	10 日	1
	幹部教育初級幹部科	10 日	1
	救急救命士養成課程	7 ヶ月	1
	専科教育救助科	22 日	1
	特別教育通信指令科	5 日	1
	専科教育救急科	38 日	3
兵庫県こころのケアセンター	惨事ストレス研修	2 日	1

5 職員の資格、免許等保有状況

(令和6年4月1日現在)

種 別 \ 階 級	消防司令長	消防司令	消防司令補	消防士長	消防副士長	消防士	合 計
大 型 自 動 車 免 許	1	9	23	11	4	1	49
中 型 自 動 車 免 許			4	3		2	9
ガ ス 溶 接 技 能 士	1	6	11	1	3		22
酸素欠乏硫化水素危険作業主任者	1	6	11	2	3		23
玉 掛 免 許	1	7	14	5	3		30
小 型 移 動 式 ク レ ー ン	1	7	18	6	3		35
小 型 船 舶 操 縦 士 免 許	1	4	9	4	3		21
潜 水 士 免 許	1	8	21	9		2	41
救 急 救 命 士		5	20	8	3	1	37

消防予算

1 年度別予算の推移

年 度	市一般会計予算 (千円)	消防費予算 (千円)	比率 (%)	消防基準財政需要額 (千円)
H26	32,751,950	867,408	2.65	1,208,390
H27	32,232,685	939,589	2.92	1,219,180
H28	34,064,389	943,468	2.77	1,188,534
H29	33,027,007	988,852	2.99	1,187,054
H30	33,672,630	931,892	2.77	1,181,901
R 元	37,930,511	914,522	2.41	1,179,844
R2	35,228,228	931,501	2.64	1,191,323
R3	40,914,557	1,246,468	3.05	1,189,001
R4	42,661,770	945,903	2.22	1,162,144
R5	39,964,366	1,235,628	3.09	1,160,000

2 年度別決算の推移

年 度	消防費決算額 (千円)	常備消防費 (千円)	非常備消防費 (千円)	消防施設費 (千円)	水防費 (千円)	災対費 (千円)
H26	1,187,886	762,493	44,690	330,230	532	49,941
H27	954,415	770,122	68,082	88,321	483	27,407
H28	920,205	810,857	39,874	43,095	465	25,914
H29	983,830	895,087	40,140	11,023	527	37,053
H30	917,293	801,545	64,111	11,806	188	39,643
R 元	869,693	795,968	38,608	8,141	359	26,617
R2	1,062,011	847,657	50,317	1,128	394	162,514
R3	1,209,705	824,155	38,197	1,355	344	345,654
R4	931,323	819,154	70,970	1,640	387	39,172
R5	1,212,468	1,069,993	58,068	56,359	391	27,657

3 消防決算と世帯数、人口、職員当りの比較

年 度	決 算 額 (千円)	1 世帯当り (円)	市民 1 人当り (円)	職員 1 人当り (円)
H26	1,187,886	30,486	12,704	12,504,063
H27	954,415	24,364	10,243	10,262,527
H28	920,205	23,374	9,954	9,686,368
H29	983,830	25,006	10,729	10,466,277
H30	917,293	23,280	10,088	9,655,716
R 元	869,693	21,922	9,640	9,059,302
R2	1,062,011	26,578	11,858	11,062,615
R3	1,209,705	30,208	11,969	12,806,202
R4	931,323	23,122	10,609	9,701,281
R5	1,212,468	29,971	13,938	12,372,122

消防相互応援協定

消防組織法第6条において、市町村は、当該市町村の区域における消防を十分に果たすべき責任を有しますが、大規模災害発生時等の消防力の充実強化を図るために、消防組織法第39条及び第45条の規定に基づき県下・隣接における消防に関する相互応援を締結及び緊急消防援助隊の部隊登録を行い、災害発生時に迅速に対応できる体制を整備している。

○ 緊急消防援助隊（兵庫県隊）へ登録

国内における大規模災害（被災地の消防力のみでは対処できないもの）の発生に際して、発災地の市町村長、都道府県知事あるいは、消防庁長官の出動要請により出動し、被災地に係る市町村長の指揮の下に災害救助活動等を行うことを任務とする。当市から救急隊、消火隊1隊、後方支援隊1隊を登録している。

○ 兵庫県広域消防相互応援協定

兵庫県下の市町、消防の一部事務組合及び消防を含む一部事務組合相互の消防広域応援体制を確立して、大規模又は特殊な災害に対処することを目的としている。

○ 姫路市と消防業務の相互応援に関する協定

両市の管轄区域内において、火災又は救急救助事故が発生した場合、両市が相互に応援し、応急対策活動に万全を期することを目的としている。

○ 加古川市、高砂市消防相互応援協定

両市の管轄区域内において、火災、水害若しくはその他の災害又は救急事故が発生した場合に、両市相互の消防力を活用して、応急対策活動に万全を期することを目的としている。